

はしがき

今から40年以上前のことです。ある女性が突然夫を亡くしました。そのとき女性は34歳。息子2人は小学生。いちばん下の娘は幼稚園児でした。私の姉の話です。

私は、姉と子ども達はこの先いったいどうなるのだろうと漠然と思ったのですが、当人の悲しみ、不安は、私の想像をはるかに超えるものだったでしょう。

死亡した夫は会社員だったため、姉は遺族年金を受給できました。年金額は生活をまかなえるほどではなく、彼女は懸命に働いて子ども達を育てましたが、遺族年金が支えの一つだったことは間違いのないと思います。

遺族年金は、公的年金の加入者あるいは加入者だった者が死亡したとき、その遺族に支給される年金です。死亡が原因ですから、高齢期に支給されることが多いでしょうが、その重要度はむしろ現役期のほうが高いと思います。

学齢の子どもがいる働き盛りの夫婦の一方が死亡したときの遺族年金は、残された配偶者と子の生活を守る役割を持っています。これは、共働き世帯であっても専業主婦世帯であっても同じです。

令和10(2028)年4月1日、夫婦の一方が死亡したとき60歳未満だった配偶者、つまり現役期の配偶者に対する遺族厚生年金が大きく改正されます。現在は終身給付であるも

のが原則として5年間の有期給付とされるのです。なお、この有期給付の遺族厚生年金には、通常の年金額に一定の額が加算され、配偶者は死亡分割の請求によって自身の老齢厚生年金の額を増やすことができます。

また、妻が死亡したときの夫に対する遺族厚生年金は、現在は妻死亡時に夫が55歳以上でなければ支給されませんが、これが夫の年齢にかかわらず支給されるようになります。

さらに、子に対する遺族基礎年金の支給停止が見直され、遺族基礎年金の受給権がない父もしくは母と生計を同じくしている場合であっても支給されるようになります。

遺族年金が遺族の生活を守るものであることは世代にかかわらずませんが、その重みはとくに現役期において大きいものと思います。本書は、夫婦の一方が死亡し現役期の配偶者と子が残された場合の遺族年金を中心に、基本的なしくみと改正後のしくみを解説したものです。本書が皆様とご家族の生活を守ることに役立てば幸いです。

姉はその後子ども達を成人させ、70代半ばを過ぎた今も元気に過ごしています。私はそんな彼女を心から尊敬します。

2026年2月

高木隆司

目次

序章

- 1 夫婦の遺族年金が大きく変わる！ 8
- 2 遺族基礎年金と遺族厚生年金 10
- 3 死亡者と遺族それぞれに条件あり 12
- 4 遺族年金の改正のあらまし 14

第1部 遺族年金のしくみ

第1章 誰が死亡すると遺族年金？

誰が死亡すると遺族基礎年金？

- 1 国民年金の第2号被保険者が死亡 20
- 2 国民年金の第3号被保険者が死亡 22
- 3 国民年金の第1号被保険者が死亡 24
- 4 60歳以上65歳未満の者が死亡 26
- 5 納付済期間などが25年以上の者が死亡 28
- 6 2号期間、3号期間は納付済期間 30
- 7 免除期間を含めて25年以上の者が死亡 32

誰が死亡すると遺族厚生年金？

- 1 厚生年金の被保険者が死亡 34
- 2 初診日から5年以内の者が死亡 36
- 3 障害厚生年金の受給権者が死亡 38
- 4 納付済期間などが25年以上の者が死亡 40

保険料納付要件を問われる死亡者

- 1 納付要件を満たさないと支給されない 42
- 2 保険料納付要件の原則と特例 44

第2章 遺族年金を受給できる遺族は？

遺族基礎年金を受給できる遺族

- 1 死亡した者の子 48
- 2 死亡した者の配偶者 50
- 3 子と配偶者は共に受給権者となる 52

遺族厚生年金を受給できる遺族

- 1 死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母 54
- 2 妻と子の遺族厚生年金 56
- 3 夫と子の遺族厚生年金 58

- 死亡した者に生計を維持されていたこと 60

第3章 遺族年金の年金額

遺族基礎年金の年金額

- 1 基礎年金の満額を保障 64
- 2 子がいる場合の加算額 66
- 3 配偶者に対する年金額 68
- 4 子に対する年金額 70

遺族厚生年金の年金額

- 1 報酬比例部分の4分の3相当額 72
- 2 短期要件は300月みなし 74
- 3 長期要件は生年度ごとの乗率 76
- 4 短期要件と長期要件の両方に該当する場合 78
- 5 中高齢寡婦加算額が加算される妻 80
- 6 経過的寡婦加算額が加算される妻 82
- 7 配偶者と子に対する年金額 84
- 8 65歳以後の配偶者は丈比べ額 86
- 9 65歳以後は老齢厚生年金を超える額のみ 88

第4章 まとめ 配偶者と子の遺族年金

- 1 子に対する遺族年金は18歳年度末まで 92
- 2 配偶者の遺族基礎年金は子の18歳年度末まで 94
- 3 配偶者の遺族厚生年金は終身給付 96

第2部 令和10年4月からの改正点

第1章 受給できる遺族に関する変更点

- 1 夫は55歳未満でも受給できることに 102
- 2 55歳未満の夫と子が残された場合 104
- 3 60歳未満の配偶者は年収にかかわらず 106
- 4 子と年収850万円以上の配偶者 108
- 5 子と年収850万円未満の配偶者 110
- 6 父母・祖父母の年齢要件が60歳以上に 112

第2章 遺族厚生年金は5年間だけの支給に？

- 1 60歳未満の配偶者は有期給付に 116
- 2 どんなき有期給付に？ 118
- 3 年収850万円と有期給付との関係 120
- 4 妻は平成元年4月2日以後生まれに限る 122
- 5 平成元年4月1日以前生まれの妻は？ 124
- 6 所得による支給停止によって5年有期に 126
- 7 所得による支給停止額 128
- 8 全額停止が2年間継続すると失権 130
- 9 所得による支給停止が行われない者 132

第3章 有期給付加算と死亡分割

- 1 有期給付の遺族厚生年金に対する加算額 136
- 2 所得による停止は加算額を含め 138
- 3 特定受給権者は死亡分割の請求ができる 140

4	有期の遺族厚生年金は65歳で失権するため	142
5	死亡分割はいつ請求できるのか?	144
6	死亡分割の請求は5年間のうちに	146

第4章 中高齢寡婦加算・子の加算の見直し

1	中高齢寡婦加算は通減を経て廃止	150
2	夫が令和10年4月2日以後に死亡した場合	152
3	子の加算額を引き上げて一律額に	154
4	令和10年4月分から引き上げ	156
5	遺族厚生年金にも子の加給を設ける	158
6	子の加給と加算が重複するとき	160

第5章 遺族基礎年金の支給停止・繰下げ受給との関係

1	生計同一の父もしくは母がいると支給停止	164
2	停止廃止により令和10年4月分から支給	166
3	年収850万円以上の配偶者と子の遺族年金	168
4	老齢年金は繰下げ受給できる	170
5	障害・遺族年金があると繰下げ受給できない	172
6	遺族厚生年金があっても繰下げ受給可能に	174

コラム目次

🍀	現在のしくみ・改正後のしくみ	18
🍀	60歳以後に配偶者と死別した場合	46
🍀	事実婚による配偶者	62
🍀	ねんきん定期便が遺族厚年金額のヒントに	90
🍀	死亡保障のプランニングへの影響	100
🍀	年金の支給期間	114
🍀	全額免除、1/4免除における所得基準	134
🍀	死亡分割は分割にあらず?	148
🍀	請求手続と必要書類	162

序 章

1 夫婦の遺族年金が大きく変わる！

1 令和7年の年金改正

公的年金は、令和7（2025）年6月に改正法^{*}が可決成立しました。おもな改正点は図表のとおりです。

※社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号）

このうち、遺族年金については60歳前に配偶者と死別した場合の残された配偶者に対する遺族厚生年金が、原則として5年間の有期給付とされます。いままでは一部を除いて終身給付されていた遺族厚生年金が、5年間しか支給されなくなる可能性があるのです。

また、妻に対する遺族厚生年金に一定の場合に加算される中高齢寡婦加算額が、25年かけて1年ごとに減額され、令和35（2053）年に廃止されます。さらに、子に対する遺族基礎年金の支給停止が見直されます。

2 改正後の遺族年金は令和10（2028）年4月から

遺族厚生年金の有期給付化と中高齢寡婦加算額の減額は、令和10年4月以後に配偶者が死亡した場合について適用されます。また、子に対する遺族基礎年金の支給停止の見直しも、令和10年4月からスタートします。

遺族年金は万一の場合のベースとなる保障です。遺族年金にはさまざまなケースがありますが、本書は夫婦の一方が死亡したときに残された配偶者や子に支給される遺族年金に焦点を当て、現行のしくみと改正後のしくみについて解説しています。

❁ 図表 令和7年改正法の主な改正点

<p><被用者保険の適用拡大></p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間労働者に係る賃金要件 8.8 万円（106 万円の壁）撤廃 ・短時間労働者に係る企業規模要件の縮小、撤廃 ・個人事業所に係る適用業種の解消 ・短時間労働者に対する保険料負担軽減措置
<p><標準報酬月額、在職老齢年金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準報酬月額の上限引き上げ ・在職老齢年金の支給停止調整額引き上げ
<p><遺族年金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・60 歳前に配偶者と死別した場合の遺族厚生年金の有期給付化 ・中高齢寡婦加算の遡減、廃止 ・子の遺族基礎年金の支給停止の見直し
<p><加給加算></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子の加算額の引き上げ、一律化 ・すべての年金に子の加算を設ける ・老齢厚生年金の配偶者加給額の引き下げ
<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金の給付水準底上げ措置 ・遺族厚生年金受給権者の老齢年金繰下げ容認 ・保険料納付要件の特例 10 年延長 ・50 歳未満の納付猶予制度 5 年延長 ・65 歳以後の特例任意加入の対象者拡大 ・離婚時の年金分割の請求期限を 5 年に ・脱退一時金の請求要件・支給額の見直し

2 遺族基礎年金と遺族厚生年金

1 公的年金には国民年金と厚生年金がある

夫婦の一方が死亡したときの遺族年金は、残された配偶者や子の生活を守るために公的年金制度から支給される年金です。遺族年金だけで遺族が安心して生活できるとは限りませんが、公的年金は強制加入の制度ですから、万一の死亡に備えた基礎的な保障といえます。

日本の公的年金には、国民年金と厚生年金という2つの制度があります。厚生年金は、会社員や公務員を対象とした制度です。国民年金は、会社員や公務員を含むすべての者を対象とした制度です。会社員や公務員は、厚生年金と国民年金に二重に加入しています（図表1）。

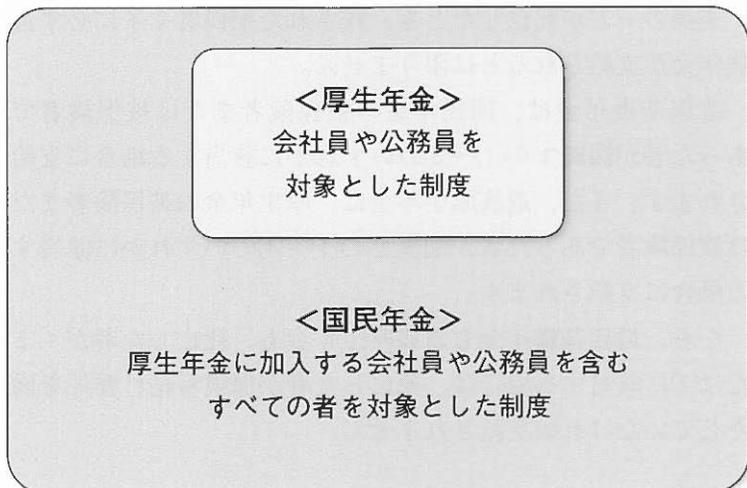
2 遺族年金には遺族基礎年金と遺族厚生年金がある

国民年金の被保険者が障害を負った場合は障害基礎年金が支給され、国民年金の被保険者であった者には老後、老齢基礎年金が支給されます。そして、国民年金の被保険者または被保険者であった者が死亡したときは、遺族に遺族基礎年金が支給されます（図表2）。

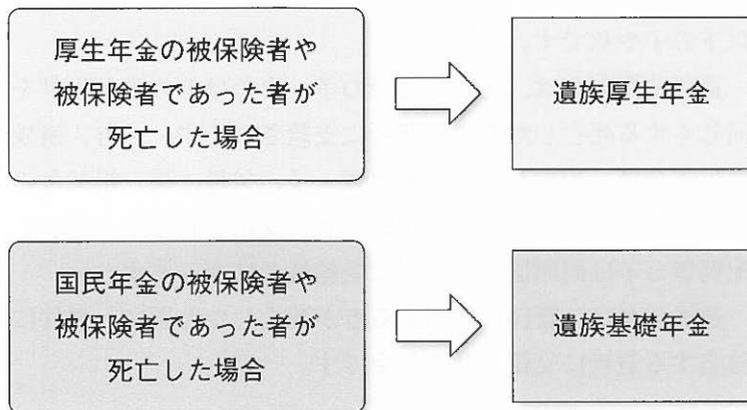
被保険者とは、加入者のことです。基礎年金は、国民年金制度から支給される年金です。

一方、厚生年金の被保険者が障害を負った場合は障害厚生年金が支給され、厚生年金の被保険者あるいは被保険者であった者には老後、老齢厚生年金が支給されます。そして、厚生年金の被保険者または被保険者であった者が死亡したときは、遺族に遺族厚生年金が支給されます。

❁ 図表 1 国民年金と厚生年金



❁ 図表 2 遺族基礎年金と遺族厚生年金



3 死亡者と遺族それぞれに条件あり

1 誰が死亡すると遺族年金が支給されるのか？

夫婦の一方が死亡したとき、残された配偶者や子に必ず遺族年金が支給されるとは限りません。

遺族基礎年金は、国民年金の被保険者または被保険者であった者が図表1の(1)～(3)のいずれかに該当する場合に支給されます。また、遺族厚生年金は、厚生年金の被保険者または被保険者であった者が図表2の(1)～(4)のいずれかに該当する場合に支給されます。

なお、遺族基礎年金も遺族厚生年金も、死亡した者が(1)または(2)に該当する場合は、死亡した者が保険料納付要件を満たしていなければ支給されません。

2 誰が遺族年金を受給できるのか？

遺族基礎年金あるいは遺族厚生年金を受給できる遺族は、死亡した者に生計を維持されていた図表3の者です。なお、子や孫は、原則として18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限られます。これは、一般的に高校生以下の子や孫です。

遺族基礎年金は、死亡した者の子、またはその子と生計を同じくする死亡した者の配偶者に支給されます。一方、遺族厚生年金は、死亡した者の配偶者・子、父母、孫、祖父母のうち、この順番でいちばん先頭の者に支給されます。なお、配偶者と子は同順位のため共に受給権者になります。

遺族年金は、要件に該当する者が死亡したときに、要件に該当する遺族に支給される年金です。

 図表 1 遺族基礎年金における死亡者の要件

- (1) 国民年金の被保険者が死亡したとき
- (2) 国民年金の被保険者であった者であって、日本に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の者が死亡したとき
- (3) 保険料納付済期間と免除期間とを合算した期間が 25 年以上である者が死亡したとき

 図表 2 遺族厚生年金における死亡者の要件

- (1) 厚生年金の被保険者が死亡したとき
- (2) 厚生年金の被保険者であった者が被保険者資格を喪失した後に、被保険者であった間に初診日がある傷病により初診日から 5 年を経過する前に死亡したとき
- (3) 障害等級の 1 級または 2 級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が死亡したとき
- (4) 保険料納付済期間と免除期間とを合算した期間が 25 年以上である者が死亡したとき

 図表 3 遺族年金を受給できる遺族

遺族基礎年金	遺族厚生年金
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子 ・ 子と生計を同じくする配偶者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者、子 ・ 父母 ・ 孫 ・ 祖父母

4 遺族年金の改正のあらまし

1 遺族厚生年金の有期給付化

夫婦の一方が令和10(2028)年4月1日以後に死亡し、そのとき60歳未満だった配偶者に対する遺族厚生年金は、原則として5年間の有期給付とされます(図表1)。なお、夫が令和30(2048)年3月31日までに死亡した場合、妻は平成元(1989)年4月2日以後生まれの者に限って有期給付とされます。

夫婦の一方が令和10年3月31日までに死亡した場合、また60歳以後に配偶者と死別した場合、さらに配偶者以外の者に対する遺族厚生年金については現行どおりです。

2 中高齢寡婦加算額の逡減、廃止

中高齢寡婦加算額は、夫が令和10年4月2日から令和35(2053)年4月1日までの間に死亡した場合、夫の死亡年に応じて段階的に減額され、令和35年4月2日以後に死亡した場合は加算されません(図表2)。

夫が令和10年4月1日以前に死亡した場合は、現行どおりの中高齢寡婦加算額が加算されます。

3 子に対する遺族基礎年金の支給停止の見直し

子に対する遺族基礎年金は、子と生計を同じくする父もしくは母があるときは支給停止されます。この停止事由が令和10年4月1日に廃止されます(図表3)。なお、改正後も、配偶者に遺族基礎年金の受給権がある場合は支給停止です。

令和10年3月以前から子に遺族基礎年金の受給権があって生計を同じくする父もしくは母があるときは、同年3月分までは支給停止され、4月分から支給されます。

❁ 図表 1 遺族厚生年金の有期給付化

＜改正後の有期給付の遺族厚生年金＞

- ・ 配偶者が令和 10(2028)年 4 月 1 日以後に死亡し、その時点において残された配偶者が 60 歳未満である場合
- ・ 夫が令和 30(2048)年 3 月 31 日までに死亡した場合、妻は平成元(1989)年 4 月 2 日以後生まれの者に限って有期給付とされる

＜現行の遺族厚生年金＞

- ・ 配偶者が令和 10 年 3 月 31 日以前に死亡した場合
- ・ 60 歳以後に配偶者と死別した場合
- ・ 配偶者以外の者に対する遺族厚生年金

❁ 図表 2 中高齢寡婦加算額の逡減、廃止

- ・ 夫が令和 10 年 4 月 1 日以前に死亡した場合は現行どおりの額が加算される
- ・ 夫が令和 10 年 4 月 2 日から令和 35(2053)年 4 月 1 日までの間に死亡した場合は、死亡年に応じて 1 年ごとに減額される
- ・ 夫が令和 35 年 4 月 2 日以後に死亡した場合は加算されない(廃止)

❁ 図表 3 子に対する遺族基礎年金の支給停止の見直し

- ・ 生計を同じくする父もしくは母がある場合
- ・ 令和 10 年 3 月以前の支給分は支給停止される
- ・ 令和 10 年 4 月以後の支給分は支給停止されない

高木 隆司（たかぎ たかし）

社会保険労務士、1級FP技能士、1級DCプランナー。
年金法の条文の読解に定評があり、わけても年金額のスライド改定の解説については第一人者として知られる。『法本則・附則からひもとく 超解年金法』『パターン別 老齢年金の繰上げ・繰下げ徹底解説』『図解でわかる！年金分割』（日本法令）など著書多数。日本法令実務研究会「年金法令研究会」（高木ゼミ）講師。